

篠山市あいさつ運動推進事業補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 28 日

要項第 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、あいさつ運動を実施する団体に対し、あいさつ運動の実施又は啓発に必要な資材の購入に要する経費を補助することにより、あいさつ運動の促進を図り、もって、人権を尊重したあたたかいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 自治会、まちづくり協議会、見守り活動団体その他一定の地縁に基づくコミュニティを基盤とする団体をいう。
- (2) 資材 ノボリ、ベスト、タスキ、帽子、腕章、懸垂幕等あいさつ運動の実施又は啓発に必要な資材をいう。
- (3) あいさつ運動 駅、商店、市立学校・園その他公の施設において複数人による声かけ、見守り活動等その他の啓発活動を行うことをいう。

(補助金交付対象団体)

第 3 条 補助金の交付は、あいさつ運動を自ら実施し、次の各号の要件を備え、市長が適当と認めた団体に対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 団体の既存の取組に加え、あいさつ運動の目的を理解し、標語（「あいさつ運動実施中」）等を資材に記載し、活用する団体であること。
- (2) 団体として月 2 日以上定期的にあいさつ運動を実施するものであること。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、資材の購入に要する経費の全額（ただし、30,000 円を上限とする。）とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体は、あいさつ運動推進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に資材販売業者が発行した見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付を決定し、あいさつ運動推進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助金の交付を受けた団体は、当該年度の 3 月 31 日までに、あいさ

つ運動推進事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）経費の支払を証する書類（領収書等）の写し
- （2）資材を活用したあいさつ運動の写真
- （3）その他市長が認めるもの
（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、前条の規定により実績報告書を提出し、市長の審査を受けた後、あいさつ運動推進事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による適正な補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、あいさつ運動補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）その他市長がこの要綱により交付する補助金の目的を達成することができないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日要綱第20号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。